

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇選管告示 目 次

衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙長の職務代理者の選任
衆議院議員総選挙における選挙会開催の場所及び日時
衆議院議員総選挙の投票用紙の様式等
衆議院議員総選挙において調製する補充選挙人名簿の調製等の期日等
衆議院議員総選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額
衆議院議員総選挙における選挙立会人のくじを行なう場所及び日時
衆議院議員総選挙における選挙公報掲載文の申請期限等
衆議院議員総選挙において立会演説会を開催すべき市の単位及び町の指定
衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画
衆議院議員総選挙について開催する立会演説会における候補者の所属の班等をきめるくじを行なう場所及び日時

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和三十八年十一月二十一日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙長の職務代理者を、次のとおり選任した。

昭和三十八年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一職名	住 所	氏 名
選挙長	東伯郡羽合町大字長瀬	故島 賢市

衆議院議員総選挙において候補者がポスターを掲示することのできる期間
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長職務代理者
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会開催の場所及び日時
最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の様式等
最高裁判所裁判官国民審査における点字投票の投票用紙の様式等

選挙長の 鳥取市東町一丁目 平林 鴻三
職務代理人

二 選挙長の執務場所
鳥取市東町二丁目二二〇番地
鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和三十八年十一月二十一日執行の衆議院議員総選挙
における選挙会開催の場所及び日時を、次のとおり定め
る。

昭和三十八年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 場所 鳥取市東町二丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時 昭和三十八年十一月二十四日 午後一時

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和三十八年十一月二十二日執行の衆議院議員総選挙

の投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用
封筒におすべき印を、次のとおり定める。

昭和三十八年十月三十一日
鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 投票用紙の様式は次のとおりとする。

折目	折目	折目
衆議院議員選挙投票	ちゆうい 〇注 意 一 こうほしやしめい 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 こうほしや 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	こうほしやしめい 候補者氏名
鳥取県 選挙管理 委員会印		

備考
鳥取県選挙管理委員会印は、刷込式とする。

裏	表
	衆議院議員選挙投票 鳥取県 選挙管理 委員会印

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、
当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号
昭和三十八年十一月二十一日執行の衆議院議員総選挙
において調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の
決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及

び方法を、それぞれ次のとおり定める。

- 昭和三十八年十月三十一日
- 鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義
- 一 調製現在期日
昭和三十八年十一月一日
- 二 申請期間及び申請の方法
昭和三十八年十一月二日から十一月九日までの八日間に、住所地の市町村選挙管理委員会に文書（別記様式）で申請すること。
- 三 調製期間
昭和三十八年十一月十日から十一月十五日まで
- 四 縦覧及び異議申出期間
昭和三十八年十一月十六日から十一月十七日まで
- 五 異議決定期限
昭和三十八年十一月十八日
- 六 確定期日
昭和三十八年十一月十九日

別記
補充選挙人名簿登録申請書

氏名	ふりがな	（旧姓）	（続柄）
生年	月	日	年
本籍	住	所	籍
現住	本市（町）	（村）に住み始めた年月日	年
現住	所における住民登録の有無	無	有
現住	所における市町村に於ける住所	無	有

右のとおり補充選挙人名簿に登録される資格を具備しているので、公職選挙法第二十六条第一項の規定により申請します。

昭和 年 月 日
住 所
氏 名
市町村選挙管理委員会委員長 殿

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和三十八年十一月二十一日執行の衆議院議員総選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額を、次のとおり定める。

- 昭和三十八年十月三十一日
- 鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義
- 候補者一人につき 二、一七二、二〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和三十八年十一月二十一日執行の衆議院議員総選挙における選挙立会人のくじを行なう場所及び日時を、次のとおり定める。

- 昭和三十八年十月三十一日
- 鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義
- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県選挙管理委員会事務局
- 二 日時 昭和三十八年十一月十九日 午前十時

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和三十八年十一月二十一日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報掲載文の申請期限並びに掲載順序のくじを行なう場所及び日時を、次のとおり定める。

- 昭和三十八年十月三十一日
- 鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義
- 一 申請期限 昭和三十八年十一月七日
- 二 くじを行なう場所
鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和三十八年十一月二十一日執行の衆議院議員総選挙において立会演説会を開催すべき市の単位及び町を、次のとおり指定した。

- 昭和三十八年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 立会演説会を開催すべき市の単位

- 鳥取市 三単位
- 米子市 三単位
- 倉吉市 二単位
- 境港市 一単位

二 立会演説会を開催すべき町

- 岩美郡 国府町、岩美町
- 八頭郡 郡家町、河原町、八東町、若桜町、智頭町
- 気高郡 気高町、青谷町
- 東伯郡 東郷町、三朝町、関金町、大栄町、東伯町、赤碓町
- 西伯郡 西伯町、淀江町、名和町
- 日野郡 日南町、日野町、溝口町

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和三十八年十一月二十一日執行の衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画は、次のとおりである。

昭和三十八年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 立会演説会の方法

二 班の班別編成による立会演説会とする。

三 候補者一人当りの演説時間

四十分以内

三 一回の立会演説会において演説をすることができる候補者の数

五人

四 立会演説会の演説順序をきめる期間の区分

昭和三十八年十一月四日から十一月十一日まで及び昭和三十八年十一月十三日から十一月十八日までの二期間とする。

五 立会演説会を開催すべき予定の日時及会場

昭和三十八年十一月二十一日執行の衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画は、次のとおりである。

立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場(第一班 東廻り)

開催日時	時刻	開催市町	予定会場
十一月四日	午後七時	鳥取市	遷喬小学校
	午後一時三十分	国府町	谷小学校
十一月五日	午後七時	鳥取市	日進小学校
	午後一時三十分	岩美町	岩美中学校
十一月六日	午後七時	河原町	河原小学校
	午後一時三十分	郡家町	中央中学校
十一月七日	午後七時	鳥取市	湖山小学校
	午後一時三十分	八東町	八東小学校
十一月八日	午後七時	若桜町	若桜中学校
	午後一時三十分	智頭町	智頭小学校
十一月九日	午後七時	気高町	浜村小学校
	午後一時三十分	青谷町	青谷小学校
十一月十日	午後七時	三朝町	三朝小学校
	午後一時三十分	倉吉市	河北中学校
十一月十一日	午後七時	東郷町	桜小学校
	午後一時三十分	倉吉市	倉吉福祉会館

十一月十八日	午後七時	米子市	明道小学校
	午後一時三十分	溝口町	溝口小学校
十一月十七日	午後七時	日南町	日南町役場 会議場
	午後一時三十分	日野町	根雨公会堂
十一月十六日	午後七時	境港市	境小学校
	午後一時三十分	米子市	大篠津小学校
十一月十五日	午後七時	米子市	米子西高等学校
	午後一時三十分	名和町	名和中学校
十一月十四日	午後七時	西伯町	中央集会所
	午後一時三十分	淀江町	淀江小学校
十一月十三日	午後七時	赤碕町	赤碕中学校
	午後一時三十分	東伯町	浦安公会堂
十一月十二日	午後七時	大栄町	緑ヶ丘中学校
	午後一時三十分	関金町	鴨川中学校

立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場(第二班 西廻り)

十一月十一日	午後七時	三朝町	三朝小学校
	午後一時三十分	倉吉市	河北中学校
十一月十日	午後七時	関金町	鴨川中学校
	午後一時三十分	大栄町	緑ヶ丘中学校
十一月九日	午後七時	東伯町	浦安公会堂
	午後一時三十分	赤碕町	赤碕中学校
十一月八日	午後七時	名和町	名和中学校
	午後一時三十分	淀江町	淀江小学校
十一月七日	午後七時	米子市	米子西高等学校
	午後一時三十分	西伯町	中央集会所
十一月六日	午後七時	境港市	境小学校
	午後一時三十分	米子市	大篠津小学校
十一月五日	午後七時	日野町	根雨公会堂
	午後一時三十分	日南町	日南町役場 会議場
十一月四日	午後七時	米子市	明道小学校
	午後一時三十分	溝口町	溝口小学校
開催日	時刻	開催市町	予定会場

十一月十八日	午後七時	鳥取市	遷番小学校
	午後一時三十分	岩美町	岩美中学校
十一月十七日	午後七時	国府町	谷小学校
	午後一時三十分	鳥取市	湖山小学校
十一月十六日	午後七時	八東町	八東小学校
	午後一時三十分	若桜町	若桜中学校
十一月十五日	午後七時	鳥取市	日進小学校
	午後一時三十分	智頭町	智頭小学校
十一月十四日	午後七時	河原町	河原小学校
	午後一時三十分	那家町	中央中学校
十一月十三日	午後七時	気高町	浜村小学校
	午後一時三十分	青谷町	青谷小学校
十一月十二日	午後七時	倉吉市	倉吉福祉会館
	午後一時三十分	東郷町	桜小学校

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和三十八年十一月二十一日執行の衆議院議員総選挙
について開催する立会演説会における候補者の所属の班
及び各期間の最初に行なわれる演説の順序をきめるくじ
を行なう場所及び日時を、次のとおり定める。

昭和三十八年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

二 日時 昭和三十八年十一月一日 午後五時十分

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和三十八年十一月二十一日執行の衆議院議員総選挙
において、候補者がポスター掲示場にポスターを掲示す
ることのできる期間を、次のとおり定める。

昭和三十八年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

昭和三十八年十月三十一日から昭和三十八年十一月二

十一日まで

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和三十八年十一月二十一日執行の最高裁判所裁判官
国民審査における審査分会長及び審査分会長の職務代理
者を、次のとおり選任した。

昭和三十八年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

職 名 住 所 氏 名

審査分会長 東伯郡羽合町大字長瀬 故島 賢市

審査分会長の職務代理者 鳥取市東町一丁目 平林 鴻三

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和三十八年十一月二十一日執行の最高裁判所裁判官
国民審査における審査分会開催の場所及び日時を、次の
とおり定める。

昭和三十八年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
 鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時 昭和三十八年十一月二十四日午後一時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号
 昭和三十八年十一月二十一日執行の最高裁判所裁判官
 国民審査の投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在
 者投票用封筒におすべき印を、次のとおり定める。
 昭和三十八年十月三十一日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 投票用紙の様式は、次のとおりとする。

折目	折目	折目	折目	折目
官最高裁判所投票判				
鳥取県選挙管理委員会印				

○ ちゅうり
 ちゅうり 注意
 一、やめさせた方がよいと思ふ裁判官については、その名の欄にXを書くこと。
 二、やめさせないと思ふ裁判官については、なにか何を書かないこと。
 Xを書かぬ欄 さいばん かん の 名

備考

1 鳥取県選挙管理委員会印は、刷込式とする。
 2 用紙は、淡紅色とする。

表
 官最高裁判所投票判
 鳥取県選挙管理委員会印

裏
 二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会印とする。
 鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号
 昭和三十八年十一月二十一日執行の最高裁判所裁判官
 国民審査における点字投票の投票用紙の様式を、次のとおり定める。
 昭和三十八年十月三十一日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

折目	折目	折目	折目	折目
官最高裁判所投票判				
鳥取県選挙管理委員会印				

裏 表

	<p>官最高 国民裁判 審査所 投票 票判</p> <p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p>
--	--

備考

1 鳥取県選挙管理委員会印は、刷込式とする。

2 用紙は、淡紅色とする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町